

議案第20号

勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年9月7日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

南児童センター及び北郷児童センターを小学校内に移転し、成器南児童教室、北郷児童教室とすることに伴い、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例(平成 12 年勝山市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第 2 条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>南児童センター</u>	<u>勝山市元町 2 丁目 17 番 25 号</u>	鹿谷児童センター・健康増進施設	勝山市鹿谷町本郷第 31 号 23 番地
<u>北郷児童センター</u>	<u>勝山市北郷町坂東島第 29 号 1 番地 1</u>	荒土児童ホール	勝山市荒土町松田第 8 号 3 番地
鹿谷児童センター・健康増進施設	勝山市鹿谷町本郷第 31 号 23 番地	遅羽児童館	勝山市遅羽町大袋第 48 号 55 番地
荒土児童ホール	勝山市荒土町松田第 8 号 3 番地	平泉寺児童館	勝山市平泉寺町平泉寺第 167 号 18 番地
遅羽児童館	勝山市遅羽町大袋第 48 号 55 番地	野向児童館	勝山市野向町龍谷第 50 号 16 番地
平泉寺児童館	勝山市平泉寺町平泉寺第 167 号 18 番地	成器南児童教室	勝山市元町 3 丁目 10 番 38 号(勝山市立成器南小学校内)
野向児童館	勝山市野向町龍谷第 50 号 16 番地	成器西児童教室	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 81 号(勝山市立成器西小学校内)
成器南児童教室	勝山市元町 3 丁目 10 番 38 号(勝山市立成器南小学校内)	村岡児童教室	勝山市郡町 2 丁目 9 番 1 号(勝山市立村岡小学校内)
成器西児童教室	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 81 号(勝山市立成器西小学校内)	<u>北郷児童教室</u>	<u>勝山市北郷町東野第 13 号 25 番地 (勝山市立北郷小学校内)</u>
村岡児童教室	勝山市郡町 2 丁目 9 番 1 号(勝山市立村岡小学校内)		

<p>(児童センターの利用)</p> <p>第5条 児童センターは、児童及び前条に規定する活動を行う者(以下「児童等」という。)に利用させるものとする。ただし、成器南児童教室、成器西児童教室<u>及び</u>村岡児童教室<u>_____</u>を除く児童センターについては、児童等の利用に支障がない場合に限り、次の児童等以外の者(以下「団体等」という。)にも使用させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(児童センターの利用)</p> <p>第5条 児童センターは、児童及び前条に規定する活動を行う者(以下「児童等」という。)に利用させるものとする。ただし、成器南児童教室、成器西児童教室、<u>村岡児童教室及び北郷児童教室</u>を除く児童センターについては、児童等の利用に支障がない場合に限り、次の児童等以外の者(以下「団体等」という。)にも使用させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、平成29年10月2日から施行する。